

京都市上下水道局告示第22号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成25年6月25日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

亀岡市篠町篠空殿林21番地

有限会社西崎設備

代表取締役 西崎 吉文

2 変更事項（営業所の変更）

亀岡市篠町篠空殿林21番地から京都市西京区桂上野今井町3に変更

（上下水道局下水道部管理課）